

保健医療大学の機能強化に向けた調査検討事業【新規】

予算額 20,000 千円

1 事業の目的・概要

保健医療大学は、平成21年4月に開学して以降、県内に多くの保健医療関係従事者を輩出していますが、昨今の保健医療を取り巻く環境変化に対応した人材育成や、施設・設備の老朽化への対応が急務となっています。

そこで、今後も本県の保健医療の向上に貢献する大学であり続けるために、将来を見据えた機能強化に向けた調査検討事業を行います。

2 事業内容

(1) 保健医療大学の機能強化に係る調査委託 19,000 千円

学部・学科の構成や教育内容、大学院の設置可能性、キャンパスの立地・施設設備の整備方針などの調査を実施し、機能強化の具体的な方向性を検討します。

(2) 外部有識者検討会の開催 1,000 千円

調査にあたっては、保健医療職能団体や大学関係者などの外部有識者を含めた検討会を設置し、調査の内容や手法等について意見等を伺いながら進めます。

[保健医療大学について]

○概要

県内唯一の県立大学として、前身の千葉県立衛生短期大学と千葉県医療技術大学校を統合し、平成21年4月に開学

○学部・定員数

- ・1学部4学科2専攻(看護学科、栄養学科、歯科衛生学科、リハビリテーション学科(作業療法学専攻、理学療法学専攻))
- ・総定員740名・2キャンパス(幕張、仁戸名)

○特色等

- ・全学科・専攻の学生が合同参加する授業を行い、各職種の専門性を相互に理解し、多職種連携に資する学びに取り組んでいる
- ・令和5年3月までの累計卒業生数は1,958人であり、卒業生の多くは、県内の医療機関や自治体等に就職している



担当課・問い合わせ先
健康福祉部医療整備課

043-223-3877

地域における在宅医療等推進体制強化事業【新規】

予算額 170,000千円

1 事業の目的・概要

地域の在宅医療・介護の推進のため、関係機関による協議会等を開催するとともに、保健医療計画において「在宅医療に必要な連携を担う拠点」に位置付けられる市町村に対し、在宅医療と介護の連携強化等の取組に要する経費の一部を補助します。

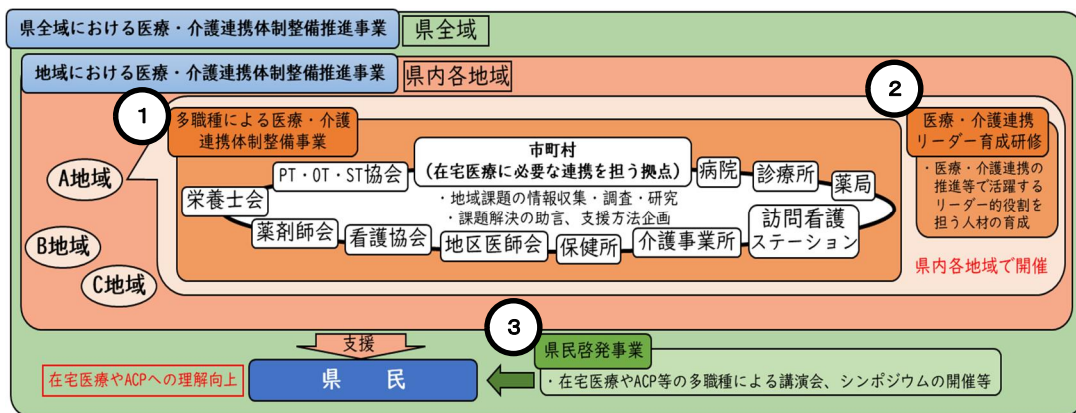
2 事業の内容

(1) 多職種連携による医療・介護連携推進事業 8,000千円

在宅医療や介護等に係る多職種による協議会や研修会等を開催するとともに、在宅医療についての県民啓発の取組を実施します。

- ①多職種による医療・介護連携に係る協議会等の開催
- ②地域・介護連携リーダー育成事業
- ③普及啓発のためのシンポジウム等の開催

[イメージ図]



(2) 在宅医療連携促進支援事業 162,000千円

市町村が、地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議の開催や関係機関の連携体制の構築等「在宅医療に必要な連携を担う拠点」に求められる役割を果たせるよう、必要な取組を実施するための経費の一部に対して補助します。

[対象事業] 在宅医療と介護の連携に必要な体制構築等（介護保険事業は除く）

[対象経費] 関係会議の開催、研修・人材育成、地域住民への普及啓発 等

[補助率] 10/10

[上限額] 1市町村あたり 3,000千円

担当課・問い合わせ先
健康福祉部医療整備課
043-223-2604

在宅医療BCP策定促進研修事業【新規】

予算額 7,600千円

1 事業の目的・概要

災害時にも、病院等において、適切な在宅医療を提供する体制の構築に向けて、在宅医療に係るBCP（業務継続計画）の策定を支援するための研修を実施します。

2 事業の内容

在宅医療を行う病院や診療所に対し、BCP策定の目的・必要性、リスクアセスメントや業務影響分析の方法、BCP策定のための具体的な手順、骨格の作成等について研修会を実施し、BCP策定の支援を行います。

3 想定する研修内容

- ・ 講義（在宅医療における災害時対応、BCPの策定方法等）
- ・ グループワーク（各圏域の課題の調査・分析）

4 対象

在宅医療を行う県内の病院、診療所

5 規模

500名/回 × 7回（予定）

（参考 BCPの策定手順）

BCP/BCMのステップ

ステップ1：プログラムの導入と組織構築
→基本方針と目的の明確化、組織づくり

ステップ2：リスクアセスメント
→遭遇する可能性のある“リスク”が起きる頻度と、それによる影響を明確にした上で、これらに対する備えを検討する

ステップ3：緊急・初期対応（インシデントマネジメント）
→いわゆる災害時対応マニュアル(事象ごとに作成：地震、水害、感染症等)

ステップ4：業務影響分析(BIA)
→日々の業務の棚卸、その中から重要業務の抽出、経営資源・収入へ影響、ボトルネックの分析

ステップ5：業務継続のための戦略(BCS)

ステップ6：業務継続計画(BCP)の開発と構築
→業務継続のための戦略(方針)、戦法(作戦)、戦術(具体的な方法)を検討、BCPの開発

ステップ7：連携型BCPの作成/地域包括BCPの策定
→有事の際の支援派遣、支援応需の相互支援協定を含む、主に同種事業所間の連携によるBCPを備える。さらには、地域全体の医療・ケア提供の継続と早期復旧を目指す地域包括BCP策定

ステップ8：業務継続マネジメントBCM(演習・評価・維持プログラム含む)
→BCPが緊急時に有効に機能するためには、スタッフへの教育・演習を実施するなどの平常時のマネジメントが重要。そして常に“備え”のある状態を維持するために、“演習・評価・維持”するプログラムの構築が必要であり、これら一連の管理プロセスであるBCM(事業継続マネジメント)を確立

出典：在宅医療の事業継続計画（BCP）策定に係る研究（令和3年度厚生労働科学特別研究事業）から抜粋

担当課・問い合わせ先
健康福祉部医療整備課
043-223-2604

有事における地域リハビリテーション行動指針策定事業【新規】

予算額 1,900千円

1 事業の目的・概要

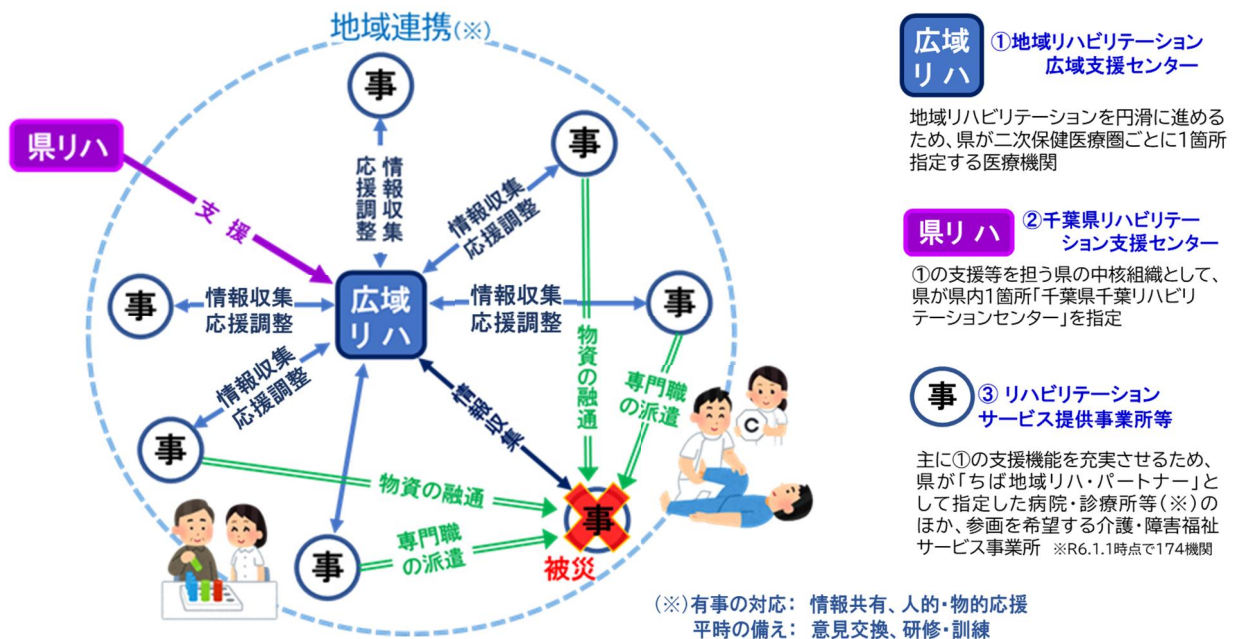
令和3年度の介護報酬等の改定において、令和5年度中に全ての介護・障害福祉サービス事業所でBCP（事業継続計画）が策定されることを踏まえて、自然災害発生時等の有事においても、地域の事業者が連携することにより、リハビリテーションサービスを必要とする人に継続的にサービスを提供できるよう、地域単位のBCPに相当する「行動指針」の策定に向け、調査・研修等を行います。

(※)「地域リハビリテーション」は、障害や年齢に関係なく、誰もが住み慣れた地域でいつまでも元気に生活するため、地域が連携して、リハビリテーションサービスを必要とする者に適切な支援を行う活動です。

2 主な事業の内容

- (1) 各圏域における地域リハビリテーションの継続に向けた課題等の調査
- (2) 事業者や関係団体等との課題解決に向けた検討会の開催
- (3) 有事における地域単位のBCPに関する研修会の開催 等

「有事における地域リハビリテーション行動指針」により目指す行動イメージ



- ① 有事の発生を受け、広域支援センターは、参画した事業所に対して被災状況の情報収集を行うとともに、情報の共有を図ります。
- ② 広域支援センターは、①で得られた情報により、人的・物的にかかる事業所間の応援調整を図り、地域で被災した事業所の支援を行います。
- ③ 県支援センターは、地域連携が円滑に進むよう総合的な支援を行います。

担当課・問い合わせ先
健康福祉部健康づくり支援課
043-223-2670

災害医療関係従事者養成等事業【一部新規】

予算額 7,724千円 (R5 1,276千円)

1 事業の目的・概要

大規模災害時に、県及び県内各地の災害対策本部等において、災害医療に関する応急対応を担う専門的な人材の養成等を行います。

2 事業内容

(1) 災害薬事コーディネーター養成事業【新規】 5,359千円

発災時における医薬品の適切な管理・提供を担う薬剤師として必要な知識・技術について、災害発生時を想定した演習を中心とした養成カリキュラムの作成、研修を実施します。

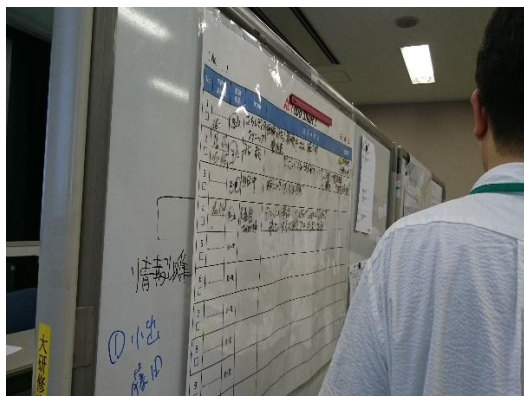
(2) 災害支援ナース派遣調整等業務委託【新規】 1,089千円

災害発生時に被災した医療機関における看護業務や避難所の環境整備や感染症対策などの活動を行う災害支援ナースについて、災害・新興感染症発生時に派遣を迅速に行う体制づくりを行います。

(3) 地域災害医療コーディネーター養成研修 1,276千円

各地域において災害医療の知識を持ち、災害時に指揮・調整する能力を持つ地域災害医療コーディネーターとなる人材を養成します。

[地域災害医療コーディネーター養成研修の様子]



担当課・問い合わせ先

2 (1) 健康福祉部薬務課	043-223-2624
2 (2) 健康福祉部医療整備課	043-223-3877
2 (3) 健康福祉部医療整備課	043-223-3886

新興感染症対応体制確保・強化事業【新規】

予算額 840,000千円

1 事業の目的・概要

改正感染症法に基づき、新興感染症の発生・まん延等に対応する体制を整備するため、関係機関との連携体制を構築するとともに、感染症対応のために医療機関等が行う設備整備への助成や、医療従事者等に対する研修等を行います。

2 事業内容

(1) 連携体制の構築 2,200 千円

県、保健所設置市、感染症指定医療機関、その他関係団体等で構成される感染症対策連携協議会を開催し、平時からの連携を強化することにより、感染症発生・まん延時における機動的な対策の推進を図ります。

(2) 設備整備に対する助成 820,000 千円

新興感染症の発生に備え、県と協定を締結した医療機関等が行う感染症への対応力強化のための設備整備に対して助成します。

【対 象】 病院・診療所、訪問看護事業所、薬局

【補助率】 10/10(国 1/2、県 1/2)又は 2/3(国 1/3、県 1/3)

【対象事業】 多床室の個室化、個人防護具保管施設の整備、簡易陰圧装置の設置 等

(3) 医療従事者等に対する研修 6,500 千円

医師、看護師、薬剤師等を対象に感染対策のための研修を実施します。

(4) その他

- ・協定締結医療機関に対する実地調査 1,300 千円
- ・流行初期医療確保措置※事務に係る委託料 10,000 千円

※経営の自律性を制限して、流行初期に感染症医療を行う協定締結医療機関に対して、感染症医療を行った月の診療報酬収入が、流行前の同じ月の額を下回った場合に、その差額を補填する措置。

[連携体制のイメージ]



担当課・問い合わせ先
健康福祉部疾病対策課
043-223-2665

動物愛護センター収容動物診療等事業【新規】

予算額 10,000千円

1 事業の目的・概要

動物愛護センターに収容される動物の更なる譲渡の促進、殺処分の削減に向けて、外部獣医師を活用することにより、収容動物の健康管理、治療、不妊・去勢手術を行います。

2 事業内容

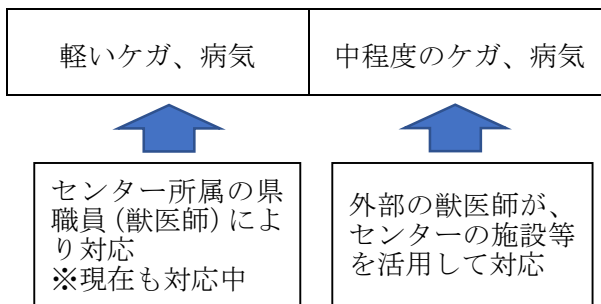
(1) 健康管理

収容動物を迎え入れるボランティア団体等の負担軽減を図るため、病気の早期発見・治療等を目的として健康診断や診療を行います。(本所・支所で週一回程度)

(2) 治療

1頭でも多くの収容動物の譲渡に繋げるため、外部の獣医師や動物病院の資機材を活用することにより、可能な範囲で怪我や病気の治療を行います。

<外部獣医師、動物病院の活用の考え方>



(3) 不妊・去勢手術

譲渡する犬・猫について、不妊・去勢手術を行います。

※高齢であったり、幼齢であったりして、体力的に手術に耐えられないものを除く

担当課・問い合わせ先
健康福祉部衛生指導課
043-223-2642

性感染症予防対策事業

予算額 31,001千円 (R5 26,548千円)

1 事業の目的・概要

H I Vをはじめとする性感染症の予防、早期発見・治療につなげるため、県民向けの普及啓発や相談支援を実施するとともに、保健所等において性感染症の検査等を行います。

いきなりエイズ率の増加や梅毒の急拡大を踏まえ、新たにSNS等を利用した普及啓発に取り組むとともに、休日街頭検査の充実を図ります。

2 事業内容

(1) 県民向けの普及啓発等

① 同性愛者や青少年に対する普及啓発・相談支援 3,795千円

- 同性愛者に対する相談やカウンセリングに実績のあるエイズ関連団体に、予防啓発事業を委託して、正しい知識の普及啓発やH I V抗体検査の受診勧奨を行います。
- 青少年対策として、地域の実情に応じて、保健所が、学校・大学・教職員等の集まり等の中で、エイズ啓発講習会を実施し、予防啓発を行います。

② メディアを活用した普及啓発 3,901千円

診断時に既にエイズを発症していた、いわゆる「いきなりエイズ率」の増加等を踏まえて、幅広い世代への普及啓発を強化するため、新たに広報動画を作成し、SNS等で普及啓発を行います。

(2) 保健所等における検査等

① H I V検査（保健所・休日街頭検査） 12,698千円

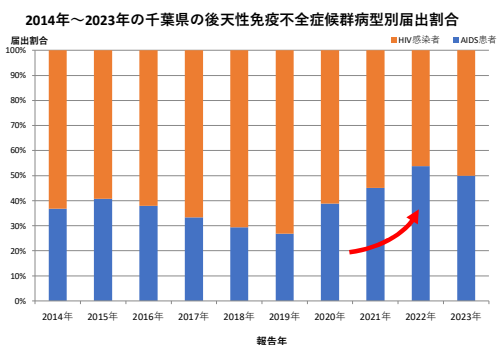
H I V感染者及びエイズ患者の早期発見・治療に向けた対策のため、保健所でH I V即日検査を実施するとともに、休日街頭検査の充実を図ります。

② H I V感染者等に対する専門的な相談窓口の整備 1,799千円

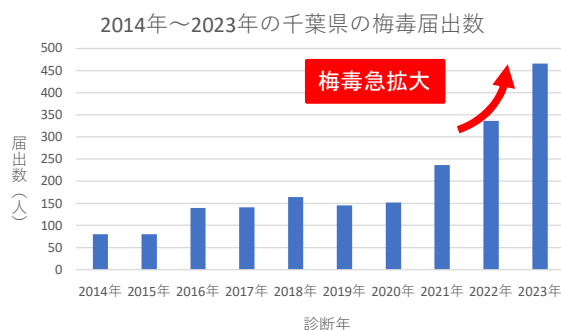
エイズに関する正しい知識の普及やH I V抗体検査の受診勧奨等を行います。また、医療機関等からの要請により、H I V感染者及び患者に対し、カウンセリングを実施するため専門カウンセラーを派遣します。

③ その他の性感染症検査 8,652千円

保健所における性感染症検査体制の充実に向け、県民が受検しやすい体制を整えることで性感染症の早期発見を推進し、早期受診を促進します。



いわゆる「いきなりエイズ率」が増加傾向



梅毒急拡大

担当課・問い合わせ先
健康福祉部疾病対策課
043-223-2665

自殺対策推進事業

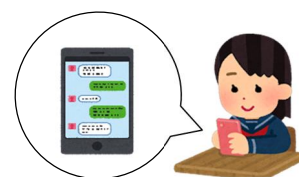
予算額 163,262千円 (R5 140,895千円)

1 事業の目的・概要

自殺による死亡者数の減少を図るため、第2次千葉県自殺対策推進計画に基づき、総合的な自殺対策を推進します。

県では、様々な悩みに対応できる総合的な相談窓口を設置するとともに、自殺未遂者等に対する支援や、各種相談先の周知等に取り組んでいます。令和6年度からは、近年の若年層の自殺者増加を踏まえて、SNS相談窓口の対応時間を延長します。

また、地域における自殺対策の強化を図るため、市町村等の相談、普及啓発事業等に対する支援も行います。



2 事業内容

(1) 相談窓口の開設 53,929 千円

こころの不安や自殺に関する相談に対応するため、SNS及び電話による相談を実施します。

- ・ SNS相談窓口(相談時間の延長 R5 年度 18時～22時 ⇒ R6 年度 14時～22時)
- ・ 電話相談窓口

	SNS相談	電話相談
開設日	水曜日・土曜日・日曜日 ※3月(自殺対策強化月間)は月曜日も開設 ※9月10日～16日(自殺予防週間)は毎日開設	平日(月曜日から金曜日) ※9月10日～16日(自殺予防週間)は毎日開設
開設時間	14時～22時(受付は21時30分まで)	9時～18時半(受付は18時まで)



(2) 自殺未遂者支援事業等の実施 18,609 千円

自殺未遂者など自殺のハイリスク者に対する支援等を行います。

(3) 市町村や団体の相談、普及啓発事業等に対する支援 90,724 千円

地域における自殺対策の強化を図るため、県内市町村及び関係団体で実施する自殺対策事業の経費に対する県の補助金を増額します。

- ・ 補助対象 県内市町村、民間団体
- ・ 主な対象事業 対面相談、電話・SNS相談、若年層対策、自殺未遂者支援等

担当課・問い合わせ先
健康福祉部健康づくり支援課
043-223-2668

介護事業所における業務改善支援事業【一部新規】

予算額 300,200千円 (R5 191,000千円)

1 事業の目的・概要

介護現場の業務改善に向けた課題解決に取り組む事業者への支援を行うため、相談窓口の設置や介護ロボット・ICTの導入支援を行います。

2 事業内容

(1) 介護現場の業務改善に係る相談センターの設置【新規】 32,000千円

介護事業者からの業務改善に係る相談に対応可能な窓口を設置し、介護事業所の実情に応じた助言や伴走支援を行います。

また、介護事業所向けに、事例紹介やワークショップ等のセミナーを行います。

(2) 介護現場革新会議の開催【新規】 1,200千円

介護現場の課題やその解決策等について検討するため、介護現場革新会議を開催します。

[主な参加者]

・介護関係団体、学識経験者、雇用関係機関・団体、市町村職員 等

(3) 介護ロボット導入支援事業 122,000千円

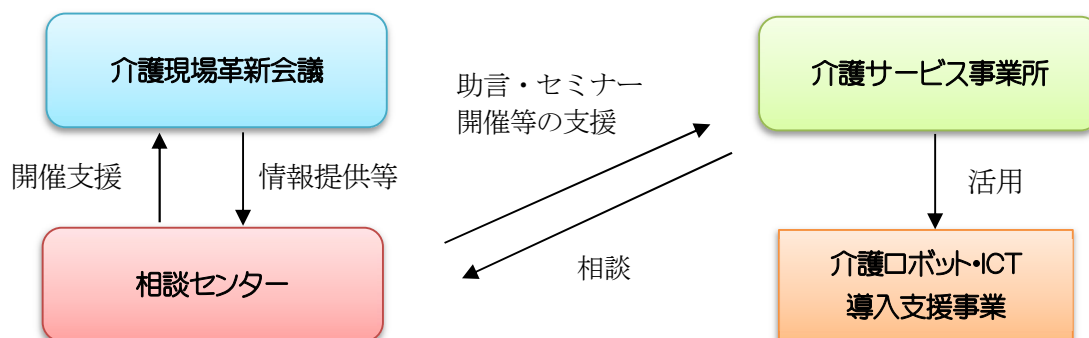
千葉県内に所在する介護事業所に対し、介護ロボットの導入経費の一部を助成します。

[補助率] 1台につき導入経費の1/2以内（相談センターを活用する場合は3/4以内）

(4) 介護事業所におけるICT導入支援事業 145,000千円

千葉県内に所在する介護事業所に対し、ICT導入に係る経費の一部を助成します。

[補助率] 1事業所あたり対象経費の1/2以内（相談センターを活用する場合は3/4以内）



[介護サービス事業所からの相談の例]

- ・業務を効率化するにはどうすればよいか。
- ・業務の効率化に際し、どのような介護ロボットを導入すればよいか。
- ・介護ロボットの導入にあたり、どのように業務の流れを変えればよいか。

担当課・問い合わせ先
健康福祉部高齢者福祉課
043-223-2593

障害者グループホーム等に対する支援

予算額 813,895千円 (R5 681,195千円)

1 事業の目的・概要

障害者の地域移行の受け皿となるグループホーム等を支援するため、運営費や家賃などについて補助します。また、グループホームが増加している状況を踏まえ、新規開設や運営等に関する相談支援を行う支援ワーカーの体制を強化します。

2 事業内容

(1) グループホームの運営や入居者に対する支援

・運営費補助 339,305千円 (R5 286,905千円)

入居者の処遇向上とグループホームの経営の安定化を図るため、運営費に対し、補助を行います。

・家賃補助等 357,000千円 (R5 334,000千円)

障害者の地域移行を推進するため、特に収入の少ない入居者に対し、家賃補助を行います。

[対象者] 市町村民税非課税世帯に属する者

[補助率] 家賃の1/2 (県1/4、市町村1/4)

[補助上限額] 月額25,000円

(ただし、国の特定障害者特別給付費を受給している場合は上限2万円)

(2) グループホーム等のバックアップ体制の強化

・相談支援(支援ワーカー事業)等 117,590千円 (R5 60,290千円)

グループホーム等のバックアップ体制を整備するため、社会福祉士等の資格を有し、一定の実務経験を有する「障害者グループホーム等支援ワーカー」を配置します。

グループホームが増加している状況を踏まえ、支援の質の向上を図るため、支援ワーカーの処遇改善を図るとともに、12カ所に配置している支援ワーカーを増員し、障害特性に応じたグループホームの開設支援や地域ごとに研修会を開催するなど、支援の充実を図ります。



[障害者グループホーム等支援ワーカーの役割]

- ・グループホームの新規開設支援
- ・利用者や事業者等からの運営等に関する相談支援
- ・事業所の職員に対する研修
- ・グループホーム制度の普及、啓発

担当課・問い合わせ先
健康福祉部障害福祉事業課
043-223-2341

短期入所施設による受入拡大支援事業【新規】

予算額 48,000千円

1 事業の目的・概要

重度の強度行動障害のある方の受入れを進めるにあたり、正式な受入先が決まるまでの間など、一時的に受入れを行う施設を確保するため、民間の登録事業者による短期入所施設の改修に対して補助を行います。

※登録事業者

：重度の強度行動障害のある方の受入意思のある事業者として、本人と受入先との調整を行う「暮らしの場支援会議」に登録した事業者。

2 事業内容

居室の防音・遮光、クッション性のある壁や床への改修など、民間の登録事業者による短期入所施設の改修に係る費用の一部を補助します。

[補助対象] 短期入所施設を増築・改修する民間の登録事業者

[対象経費] 既存の短期入所施設の増築・改修に係る経費

[補助基準額・補助率] 8,000千円(一部屋あたり)・3/4

[短期入所施設の位置づけ]

- ・正式な受入れに先立ち、重度の強度行動障害のある方の個々の特性を把握するための一時的な受入れ
- ・在宅で生活する重度の強度行動障害のある方の行動障害が悪化した場合の集中的な支援
- ・受入先が決まらない重度の強度行動障害のある方の緊急的な受入れ
- ・一時預かりなどにより日常的に介護を担う家族の負担軽減



短期入所施設の改修に対し、補助を行うことで、県内各地域における重度の強度行動障害のある方の受入施設の拡大を図る。

担当課・問い合わせ先
健康福祉部障害福祉事業課
043-223-3986

医療的ケア児の通学に係る保護者支援モデル事業【新規】

予算額 28,900 千円

1 事業の目的・概要

特別支援学校に在籍するスクールバスへの乗車が困難な医療的ケア児について、通学に係る保護者負担を軽減するため、県の負担により保護者の代わりに看護師等が福祉タクシー等に同乗して、送迎を行う通学支援体制を新たに構築します。

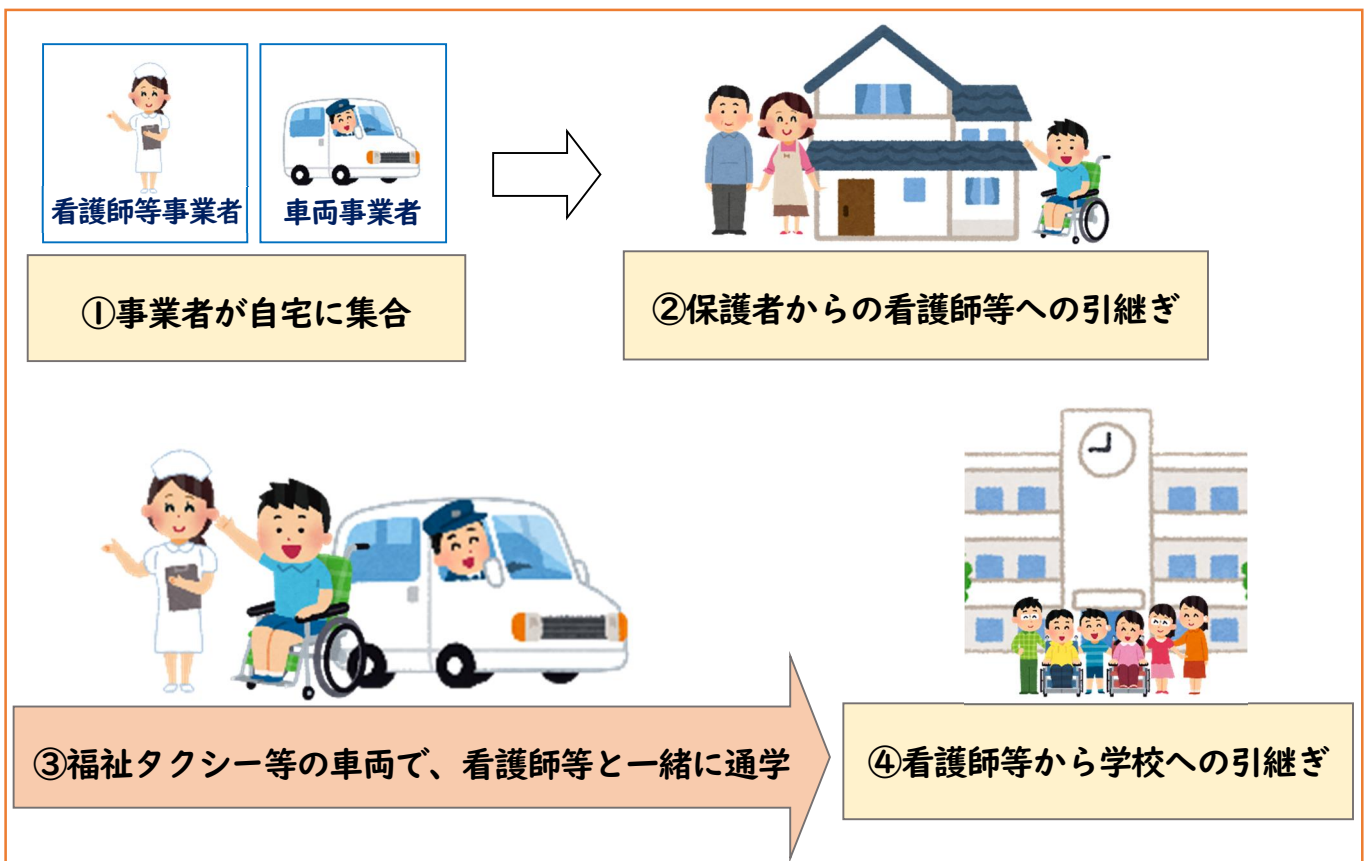
2 事業内容

[支援内容] 同乗する看護師等の派遣費用及び福祉タクシー等利用費用（片道 17 回分）

[対象校] 県立特別支援学校 5 校

桜が丘特別支援学校、袖ヶ浦特別支援学校、松戸特別支援学校
船橋特別支援学校、船橋夏見特別支援学校

<事業イメージ>



※看護師と送迎車両は保護者が確保し、県教育委員会と各事業者が契約を締結

担当課・問い合わせ先
教育庁教育振興部特別支援教育課
043-223-4230